

社会福祉法人藤本愛育会の役員及び評議員の
報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤本愛育会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等に支給する報酬の額は、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、別表1のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、法人の職員が役員等を兼ねる場合においては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務を行うために要する交通費は、法人の旅費支給規程の基づきその費用を弁償するものとする。

ただし、この場合、住居地を勤務地とみなして計算することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日以降に開催される理事会、定時評議員会、及び監事監査から適用する。

附 則

この規程は、令和3年定時評議員会終了時から変更適用する。

別表 1

区 分	報 酬 の 額
理 事	日額5,000円とする。
監 事	日額5,000円とする。 ただし、監査の業務を行う場合は、日額10,000円とする。
評議員	日額5,000円とする。